

川越市地域包括支援センター にし

(指定介護予防支援事業所)

運 営 規 程

社会福祉法人 健 友 会

川越市地域包括支援センター にし 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健友会が開設する川越市地域包括支援センターにし（以下『事業所』という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下『事業』という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定め、事業所の保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下『担当職員』という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下『利用者』という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、能力に応じた可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健・医療・福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下『介護予防サービス事業者』という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センターや指定介護予防支援事業者、又は地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 指定介護予防支援事業所
川越市地域包括支援センター にし
- 二 所在地 埼玉県川越市大字吉田204番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の担当職員及びその他従業者の管理、指定介護予防支援の利用申し込み等に係る調整、業務の実施状況の把握及び指揮命令等を一元的に行う。

二 担当職員

3職種8名配置する。

主任介護支援専門員 2名以上

保健師及び看護師 2名以上

社会福祉士 2名以上

事務員 1名

その他職種 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 川越市地域包括支援センターにしの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。

二 営業時間 8時30分から17時15分 までとする。

三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

2 川越市地域包括支援センターにし分室の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。

二 営業時間 9時30分から16時までとする。

三 連絡体制 営業時間内の対応とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 事業所は、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた『介護予防サービス・支援計画書』を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者又はその他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

2 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する担当職員を選任し、介護予防サービス・支援計画書の作成を支援する。

3 事業所は、担当職員を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行う。

- 4 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書の作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守する。
 - 一 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握に努めること。
 - 二 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
 - 三 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画書の原案を作成すること。
 - 四 上記原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、サービスの種類・内容・利用料等について利用者又は利用者の家族に対し説明し、文書により利用者の同意を受けること。
 - 五 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。
 - 六 その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重すること。
- 5 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則としてサービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス・支援計画書の作成のために介護予防サービス・支援計画書の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下『担当者』という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス・支援計画書の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催する。
 - 一 介護予防サービス・支援計画書を新規に作成する場合
 - 二 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - 三 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 6 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則としてサービス担当者会議の開催により、介護予防サービスの支援計画変更の必要性について、担当者から専門的な意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
 - 一 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - 二 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

- 7 第五項及び前項に掲げるサービス担当者会議は、施設の会議室、介護予防サービス事業者が設置する事業所内及び利用者の自宅等で行う。
- 8 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書作成後においても、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握するように努める。
- 9 担当職員は、介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス・支援計画書に基づき、指定介護予防サービス事業者が作成すべき個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1ヵ月に1回は聴取する。
- 10 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書の作成後、介護予防サービスの実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 11 担当職員は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は再評価を行い、介護予防サービス・支援計画書の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行う。
- 12 担当職員は、第十項に規定する実施状況の把握（以下『モニタリング』という。）に当たっては、利用者及び利用者の家族、介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - 一 少なくともサービスの提供を開始する月（以下『提供開始月』という。）、サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月の翌月から起算して3ヵ月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。
 - 二 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により、利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
 - 三 少なくとも1ヵ月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- 13 担当職員は、モニタリングの結果及び第九項に規定する介護予防サービス事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理票を作成し提出するなどの給付管理業務を行うとともに、関連機関との連絡調整を行う。
- 14 担当職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 15 担当職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者に対し必要な情報を提供する。
- 16 担当職員は、利用者が自立（非該当）と判定された場合には、介護保険におけ

る地域支援事業の介護予防事業情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

2 利用者の希望に応じて『介護予防サービス・支援計画書』及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、その額等に関しての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川越市の行政区域内の次に掲げる地域とする。

- 一 霞ヶ関北支会 霞ヶ関北、霞ヶ関東急ニュータウン、霞ヶ関東、霞ヶ関西、みなみ、的場初雁、伊勢原町1丁目、伊勢原町2丁目、伊勢原町3丁目、伊勢原町4丁目、グリーンコモンズ川越、県営川越いせはら団地、リバーサイド壱番街、伊勢原町5丁目、
- 二 名細支会 鯨井、上戸、吉田、みよしの、天沼新田、小堤、小堤区、天金山、下広谷北、下広谷南、下小坂、平塚、平塚新田、鯨井新田、みどり会、広谷新町、住友あおい、川越ビレジ、ハイラーク、つくし、ファミリータウン春日、県営川越小堤団地、市営小堤団地、小堤東団地、天沼新田グランシア、

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに管理者へ報告し、関係市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第10条 事業所は、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は、関係市町村、社会福祉法人健友会 川越市地域包括支援センターにしの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止し、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を行うため、次の措置を講ずる。

- 一 虐待を防止するための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催する。その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待防止のために介護職員その他の従業員に対する研修を定期的を実施する。
 - 四 虐待防止に関する前 3 号を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改定し、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、一部改正し、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、一部改正し、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、一部改正し、平成26年 5月 1日から施行する。
この規定は、一部改正し、平成26年 5月16日から施行する。
この規定は、一部改正し、平成27年 4月 1日から施行する。
この規定は、一部改正し、平成27年 4月21日から施行する。
この規定は、一部改正し、平成28年 1月 9日から施行する。
この規定は、一部改正し、平成28年 4月 1日から施行する。
この規定は、一部改正し、平成28年 5月16日から施行する。
この規定は、一部改正し、平成28年11月 1日から施行する。
この規定は、一部改正し、平成30年10月 1日から施行する。
この規定は、一部改正し、平成31年 1月 1日から施行する。
この規定は、一部改正し、令和 4年 7月 1日から施行する。
この規定は、一部改正し、令和 4年10月 1日から施行する。
この規定は、一部改正し、令和 6年 1月 1日から施行する。